

2011年度(第31回)四国クラブ対抗香川県予選競技

開催日：平成23年7月14日(木)
開催コース：高松ゴールドカントリー倶楽部
〒761-2202 綾歌郡綾川町粉所西 Tel.087-878-2200

主催 香川県ゴルフ協会
共催 四国ゴルフ連盟
後援 四国新聞社

競技の条件

1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。

2. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

3. 使用球の規格

『公認球リストの条件・ゴルフ規則付 I (C)1b』を適用する。(ゴルフ規則 186ページ参照)

4. 使用クラブの規格

本競技は、ゴルフ規則に適合するドライバーヘッドを使用しなければならない。もし不適合クラブを使用した時は競技失格、また運んだ時はゴルフ規則4-1aに定める罰を受ける。(ゴルフ規則 184ページ参照)

5. スタート時間

『ゴルフ規則付 I (C)2』を適用する。(ゴルフ規則187ページ参照)

6. 競技終了時点

競技委員長の作成した成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

7. ホールとホールの間での練習禁止

『ゴルフ規則付 I (C)6b』を適用する。(ゴルフ規則190ページ参照)

8. プレーの中断と再開

- (1) プレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については、ゴルフ規則 6-8b,c,d に従って処置すること。
- (2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間をいたときは、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1ホールのプレーの途中であったときは、各競技者はすぐにプレーを中断しなければならない。その後、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。競技者がすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則 33-7 にきめられているような、罰を免除する正当な事情がなければ、その競技者は競技失格とする。

この条件の違反の罰は競技失格(ゴルフ規則6-8b注)

(3) プレーの中断と再開の合図について

- a. 通常のプレー中断: 短いサイレンを繰り返して通報する。及び競技委員を通じて競技者に連絡する。
- b. 険悪な気象状況に: 1回の長いサイレンを鳴らして通報する。及び競技委員を通じて競技者による中断 連絡する。
- c. プレーの再開: 1回の長いサイレンを鳴らして通報する。及び競技委員を通じて競技者に連絡する。

9. 移動

本競技では、プレーヤーのゴルフカートの使用および乗車を認める。但し、ゴルフカートはプレーヤーの携帯品の一部とする。

そのカートとカート上の全ての物は球との関連で問題が生じた場合、その球の持主であるプレーヤーの携帯品とみなす。

但し、そのカートを共用しているプレーヤーの一人がこれを動かしていた時、または一人のプレーヤーの指示で共用のキャディーが動かしていた時は、そのカートとカート上の全ての物はカートを運転している(操作している)プレーヤー、または特定の指示を出したプレーヤーの携帯品とする。

10. チーム競技でのアドバイス

- (1) ゴルフ規則(8条・注)に従って、自チームのメンバーにアドバイス(パットの線の指示も含む)を与えることのできる人を1名だけ指名することができる。
- (2) アドバイスを与えることのできる人の氏名(チームのプレーヤー以外の人であること。なお、監督はアドバイザーを兼ねることができる。)は前もって委員会に届け出ておかなければならない。
監督及びアドバイザーはティインググラウンド上、およびグリーン上への立入りを禁止すると共にカートの使用も禁止する。
なお、監督及びアドバイザーは局外者ではなくチームのプレーヤーサイドの人であり、その違反についてはプレーヤーまたはチーム全員に責任の及ぶことがある。

11. 順位の決定

参加選手6名のうち上位5名の合計打数により決定し、合計打数が等しいときは、参加選手の第6位の打数により決定し、なお同打数のときは同位のベストスコアの少ない方が優先し、なお同打数のときは順次第2位以下の打数の少ない者より順位を決定する。

12. キャディー

正規のラウンド中、競技者が委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。
この条件の違反の罰は『ゴルフ規則付 I (C)3』を適用する。(ゴルフ規則 187ページ参照)

13. 使用ティーマーカーは、コンペマークを使用する。

14. 悪天候などにより通常の競技運営に支障をきたす場合が生じたときは、委員会の競技方法を変更することができる。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
2. 修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。
3. ラテラル・ウォーターハザードは赤線および赤杭をもってその限界を標示する。
4. 排水溝及び距離標示杭は動かさない障害物とする。
5. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝および白線で囲ってある区域は、その道路の一部とみなす。
6. 電磁誘導カート用の2本の人工の表面をもつ軌道は、全幅をもってカート道とみなす。
「球がこのカート上にある場合、競技者はゴルフ規則24-2b(i)の救済を受けなければならない。
(断線の恐れがある為)このローカルルールの違反の罰は、2打」
7. パッティンググリーンに近接する動かさない障害物について、『ゴルフ規則付 I (B)6』を適用する。
(ゴルフ規則 173ページ参照)
8. 13番・16番ホールのバンカー内の枕木は、コースと不可分のものとする。
9. コース内の以下の箇所規則24-2による障害が生じた場合には該当ホールの指定ドロップ区域を使用することができる。
 - (1) 6番グリーン右側の防護柵
 - (2) 13番グリーン左の防護柵及び防護ネット
 - (3) 17番ホールグリーン奥の側溝
10. 場内整理用の縄張り施設は動かせる障害物とする。

注意事項

1. 競技の条件やローカルルールに追加・変更のある時は、掲示して告示する。
2. グリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
3. コース内での携帯電話は、許可なく使用を禁止する。
4. 監督、アドバイザー、選手の変更は当日の監督会議を最終締め切りとする。
(可能な限り前日までに事務局まで連絡願います)
5. 本競技上位6位チームが8月4日(木)Kochi黒潮カントリークラブ(高知県)での四国決勝大会へ出場することが出来る。

競技委員長 松下 啓三